

秋田大学校旗に関する規程

平成16年4月1日

規則第42号

第1条 この規程は、秋田大学の校旗に関し必要な事項を定め、広く社会に対し本学を表象するとともに、教職員及び学生等に自覚と誇りを持たせることを目的とする。

第2条 校旗の制式は別記のとおりとする。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

別記

1 旗の寸法の割合

縦 横の3分の2

2 標章

標章は秋田大学学章に関する規程第2条に定める学章による

学章の寸法 旗の縦の5分の3

学章の位置 旗の中心から上方へ縦10分の1の位置とする

3 「秋田大学」の1文字の割合

一辺が旗の縦の15分の2の長さとする

4 「秋田大学」の文字の位置

旗の左端から旗の4分の1を起点とし、旗の左端から旗の横の4分の3までの間に等間隔に配置し、文字の下端は、旗の下端から縦の12分の1とする

5 「秋田大学」の文字の字体

明朝体を標準とする

6 彩色

地 赤色（シグナルレッド）(Munsell表示 4R4.5/14の近似値)を標準とする

標章の図柄の色 秋田大学学章に関する規程第2条に定める学章の色

「秋田大学」の文字 白色